5　各府省等が実施する研修

⑴　各大臣等は、課程対象者に対し、管理職員に求められる政策の企画立案及び業務の管理に係る能力並びに所管行政に係る専門性の向上等を目的とした研修（４に掲げるものを除く。）を実施するものとする。

⑵　各大臣等は、⑴の研修の概要を実施規程に定めるものとする。

6　自己啓発機会の確保

各大臣等は、課程対象者の職業能力の開発及び向上のため、自己啓発の機会を確保できるよう、環境整備等に努めるものとする。

第６　基準の特例

1　経験者採用試験に合格し採用された職員等の選定の特例

各大臣等は、経験者採用試験に合格し採用された職員及び選考により採用された職員（職制上の段階が各府省等の内部部局の課長補佐又は係長に相当する官職に採用された者に限るものとし、以下「中途採用職員」という。）については、条件付採用期間を経過しており、かつ、人事評価以外の能力の実証により課程対象者とすることが適当と認められる場合には、第２の１⑴ア、ウ及びエにかかわらず、課程における育成の対象となるべき者として選定することができるものとする。

2　中途採用職員及び相当の勤務経験を有する職員の育成の特例

各大臣等は、課程対象者のうち、中途採用職員及び相当の勤務経験を有する職員に対しては、その職員の勤務経験、知識及び資格等を考慮し、相当と認める場合に限り、第５の２及び３の機会等を付与し、又は第５の４及び５の研修を受講させれば足りるものとし、第４の１により実施規程で定める期間の経過前であっても、相当と認める場合には課程を終了させることができるものとする。

第７　その他

1　内閣総理大臣に対する報告等

⑴　各大臣等は、実施規程を定めた場合、又は変更した場合は、これを公表するものとする。

⑵　各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。）は、法第61条の10第１項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成26年政令第191号）第14条第１項の規定に基づき、毎年度、内閣総理大臣に対して課程の運用の状況を報告するものとし、内閣総理大臣は、課程の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

⑶　会計検査院長及び人事院総裁は、内閣総理大臣からの要請に基づき、それぞれでまとめた課程の運用の状況を公表する。

2　課程の管理体制

⑴　各大臣等は、各府省等における課程の適切かつ着実な運用を確保するため、その職員の中から課程管理者を選任するものとする。

⑵　課程管理者は、各大臣等を補佐して、課程対象者の育成が効率的かつ効果的に行われるよう、各府省等における課程の運用に関し必要な連絡調整等を行うものとする。

3　育成記録

各大臣等は、任命権者（法第55条第２項の規定により任命権の委任を受けた国家公務員がある場合にあっては、当該国家公務員）による人事記録への記載その他の適切な方法により、課程対象者の育成に関し必要な事項を記録するものとする。

4　人事評価以外の能力の実証

国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）による改正前の自衛隊法（昭和29年法律第165号）の適用を受けていたこと又は民間企業に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われなかった期間のある職員についての第２の１の選定又は第３の１の判定については、第２の１⑴ウ及びエ並びに第３の１⑴及び⑵アにかかわらず、人事評価以外の能力の実証に基づき判断して行うことができるものとする。

5　経過措置等

⑴　この告示の施行の日から３年を経過する日までの間は、第２の１⑴アの適用については、同ア中「10年」とあるのは「15年」とする。

⑵　各大臣等は、平成27年度から、第５の基準に基づき計画的に必要な勤務の機会等を付与したり、研修を受講させることができるよう、この告示の施行後遅滞なく課程対象者の選定を始めるものとする。この場合において、相当の勤務経験を有する課程対象者については、第４及び第５の基準について、当該課程対象者の勤務経験や受講した研修等に照らし、第６の２の特例により、弾力的な運用を行うことができるものとする。

○政治資金適正化委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
四四	石黒　哲	二六、七、二七	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二六二四	坂本嘉一郎	二六、二、二二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二六三	田村　貞子	二六、八、二二	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第五十八号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年八月二十九日　政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
四三七七	松井　章	四九四四	二六、八、五

○法務省告示第三百七十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

常盤電業株式会社	東京都台東区東上野一丁目十一番六号	保安通信設備の設置・保守等
フジパン株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区松園町一丁目十番地五	パン製造
株式会社日研工作所	大阪府大東市南新田一丁目五番一号	仕上げ
九州セキスイハイム工業株式会社	佐賀県鳥栖市轟木町千七百六十番地	内装仕上げ施工

○法務省告示第三百七十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日　法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表に次のように加える。

榛沢商事株式会社	東京都町田市森野五丁目十番二十六号	コンクリート圧送施工